

清水町住宅リフォーム・省エネ住宅設備導入奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅リフォーム又は脱炭素化設備の導入を行う者に対して、清水町ハーモニーカード商店会が発行する商品券を予算の範囲内で助成することにより、町内の経済循環力を高め、地域活性化及び雇用の安定を図るとともに、安全・安心で人にやさしい住宅環境等をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する部分(以下「居住部分」という。)を有する建物をいう。ただし、居住部分及び非居住部分が併用されている建物については、そのうちの居住部分のみをいう。
- (2) 住宅リフォーム 住宅機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上のために行う修繕、模様替え等の工事、脱炭素効果が得られる工事のうち別表1に掲げる工事をいう。
- (3) 脱炭素化設備 町内の土地、住宅、事業所、店舗、農林施設等建物に設置され、再生可能エネルギーへの取り組みに向けた別表3の設備の導入をいう。
- (4) 町内施工業者 町内に事業所、営業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人で建設業等を営む者をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 清水町住宅リフォーム・省エネ住宅設備導入奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 住宅を対象とする工事の場合には、住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者。ただし、住宅以外を対象とする工事の対象が建物の場合には、建物の所有者、土地の場合には、土地の所有者とする。
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 住宅リフォーム工事において、住宅取得後1年以内にマイホーム取得奨励金の交付を受けていない者
- (5) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていない者

(施工業者の登録)

第4条 奨励金の対象となる工事を施工する業者は、清水町住宅リフォーム・省エネ住宅設備導入工事施工業者登録申請書(様式第1号)により登録をしなければならない。

(奨励金の交付対象工事及び奨励金額)

第5条 この要綱における対象工事は次のとおりとする。

- (1) 住宅リフォーム 町内施工業者が行う別表2に掲げる工事のとおり
- (2) 脱炭素化設備 別表3の設備導入に係る工事のとおり

2 この要綱における奨励金の額は次のとおりとする。

- (1) 住宅リフォーム 住宅リフォームに要する費用の10%とし、その限度額を15万円とする。
- (2) 脱炭素化設備 脱炭素化設備導入工事に要する費用の5%とし、その限度額を15万円とする。

3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(奨励金の交付申請等)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、住宅リフォーム等の工事施工前に、清水町住宅リフォーム等奨励金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。ただし、申請書中の個人情報調査及び確認について承諾する場合については、次に掲げる第1号及び第2号の書類を省略することができる。

- (1) 住宅リフォーム等の対象となる住宅又は土地の登記事項証明書の写し若しくは課税台帳の写し等所有者が明らかとなる書類
- (2) 申請者の完納証明書の写し又は町税等の滞納がないことを証する書類
- (3) 工事見積書の写し(住宅リフォームと太陽光発電システム導入を同時施工する場合の工事見積書は、それぞれの工事に要する費用を区分し、内容が明らかであるもの)
- (4) 写真(住宅リフォーム等の施工前の状況を撮影したもの)
- (5) そのほか町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請書類等の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金交付の適否を決定したときは、清水町住宅リフォーム等奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 前項により交付決定を受けた年度の末日を経過しても対象物件の改修工事が終了しない場合にあっては、交付決定を取り消すものとする。ただし、町長が遅延理由を認めたときは、この限りでない。

3 奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(交付事業の変更及び中止)

第8条 交付決定者は、奨励金の交付決定を受けた住宅リフォーム等(以下「交付事業」という。)の工事内容及び工事に要する費用を変更しようとするときは、あらかじめ清水町住宅リフォーム等奨励金交付変更承認申請書(様式第4号)により届け出をしなければならない。

2 交付決定者は、交付事業を中止しようとするときは、速やかに清水町住宅リフォ

ーム等奨励金交付中止届（様式第5号）を提出しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定に基づく交付変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、清水町住宅リフォーム等奨励金交付変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（完了の届出及び調査）

第9条 交付決定者は、交付事業が完了したときは、清水町住宅リフォーム等奨励金交付工事完了報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真（交付事業の施工中及び施工後の状況を撮影したもの）
- (2) 施工業者に支払った住宅リフォーム等に係る代金の請求書の写し及び領収書の写し又は金融機関の振込書写し
- (3) そのほか町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず町長が必要と認めるときは、住宅リフォーム等の状況について調査を行うことができる。

（奨励金の交付額確定）

第10条 町長は、前条第1項に規定する報告書の提出があり、申請内容と相違がないと認めたときは、清水町住宅リフォーム等奨励金交付額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第11条 町長は奨励金交付額確定後、速やかに奨励金を交付するものとする。

- 2 奨励金は、清水町ハーモニーカード商店会が発行する商品券により交付する。
- 3 交付決定者は、商品券を受領したことを証するために清水町住宅リフォーム等奨励金（商品券）受領書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金の交付決定を取り消し、又は奨励金を既に交付している場合は期限を定めて交付決定者に奨励金の返還を命ずるものとする。

- (1) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、清水町住宅リフォーム等奨励金交付決定取消通知書（様式第10号）を当該交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 10 日から施行し、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに奨励金の交付決定を受けた者は、この限りでない。
- 3 第 12 条の規定については、この要綱が失効した後も、なお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条関係)

住宅リフォーム

- (1) 増築工事 (既存の住宅部分に加えて、新たに住宅部分を建築し、住宅部分の面積を増やす工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更、住宅部分の面積を増やす工事)
- (2) 改築工事 (既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した場所に住宅を改めて建築する工事)
- (3) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁及び天井等の修繕工事
- (4) 塗装工事
- (5) 給水・排水・ガス及び給湯配管等設備工事
- (6) 建具取替工事
- (7) ふすま、障子の張替及び畳の表替
- (8) 避難設備、防火設備及び換気設備工事
- (9) 屋根を不燃材料でふき替える工事
- (10) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
- (11) 浴室及びキッチン改修工事
- (12) 段差解消工事
- (13) 手摺設置工事
- (14) トイレ改修工事
- (15) 窓ガラス交換工事
- (16) 内窓設置工事
- (17) 外窓及び玄関断熱ドア取替工事
- (18) 断熱改修工事
- (19) 電気設備工事
- (20) 基礎及び土台の補強工事
- (21) 柱及びはり等について有効な補強工事
- (22) その他脱炭素効果が得られる改修工事

別表 2 (第 5 条関係)

工事区分	対象工事
住宅リフォーム	<p>町内施工業者が行う住宅リフォームに係る工事（別表 1）の費用（消費税及び地方消費税を含む。）から、次の各号に掲げる費用を除いた額が 50 万円以上のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）設計費、諸経費 （2）敷地整備費 （3）産業廃棄物運搬処理費 （4）外構工事費（通路、舗装、植栽、庭園、塀、フェンス、車庫、物置等） （5）家電製品、家具等の購入費 （6）設備（備品）の購入費（ストーブ、ボイラー等） （7）国、道、町その他の団体の制度により助成された費用

別表 3 (第 2 条関係)

脱炭素化設備
(1) 太陽光発電システム導入 (2) 家庭用蓄電池の導入 (太陽光発電システム導入工事と同時でなく、単独での導入も可) (3) その他、上記同様の脱炭素の効果を得られる設備の導入